

公立大学法人京都市立芸術大学役員任期規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学定款第12条第2項の規定に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学の役員（副理事長及び理事に限る。）の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 副理事長の任期は、理事長の任期によるものとする。ただし、補欠の副理事長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事の任期は、2年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前とする。

4 副理事長及び理事は、再任されることができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。